

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 無線設備規則第四十九条の六の九 <u>又は第四十九条の六の十</u> に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>7～12 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>7～12 (略)</p>